

すけれども、これは物価調整的な意味だというふうに受け取つていないのでしょうか。

○伊部政府委員 保険料の負担を乍らしますが、併せて年金のものにつきましては、従来のルールといたしましてはおおむね五年ごとということで、先般の御審議いたしました大改正によりまして相当の引き上げを実施したのでございますが、その際にも、福祉年金をどう考えるかということとは実は非常に大きな問題になつたのでございます。その大改正の際の考え方といましては、福祉年金は五年

を待たずしてそれ以前にも改善の措置を講じておりますので、拠出制年金のように保険料負担を引き上げて改善をはかるという性質のものでなくして、一般会計の負担でございますので、拠出制年金と同じ比率では上がらない、しかしながら、逐次今後とも引き上げるということで、四十一年の改正是二百円の引き上げを実施したのでございますが、その後引き続き毎年引き上げを実施いたしておりますのでございます。その結果、ただいま御指摘のようだ、おおむね制度発足当時の物価にはスラリとしておると考えてよろしいと思います。

準ということが一つの基準になつてゐるような項目があるのですけれども、生活水準が上がつていくということになれば、収入のアップと見合つわけですから、物価が〇・五名前後とすれば、生活水準は大体一〇%をこしているということですね。その間の問題は、法律の中にある項目の適用との関係はどういうことになりますか。

○伊部政府委員 ただいま御指摘の、生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には調査調整をせよという規定は、国民年金法第四条の第一項に掲げられているものでございますが、この条旨の趣旨は拠出制の年金についての条文であるのをございます。しかしながら、御指摘のように、福利年金につきましても生活水準に見合つて改善をしていきたいと考えておるのでございまして、今後ともその線に沿つて努力いたしたい、かように考えておるものでござります。

○和田委員 一見して引き上げの幅が非常に少ない小刻みな、何かみみちい感じで、将来の年金、つまりそれによつて一応生活の最低限がささえられる年金、それに近づいていく程度としては、非常に遅々とし過ぎておるという感じですね。そういう点について、もう少し意欲的にある一つの標準をきめて、それに向かって接近をするようになつともひとつ取り計いたいと思うのです。これは御要望いたしたいと思うわけです。

○伊部政夫委員 御指摘のように、今後老齢年金受給者が急増してまいるわけでございますし、一方戦後工業化が急速に進みまして、労働者も被保険者も急増いたしておりますし、また一方、その間、都市人口も急増いたしたのでございまして、一定の時期には、御指摘のように、老人の住宅問題というのが非常に重要な問題になると考えられるのでございます。そこで、御指摘のように、積み立て金の運用によりまして、老人が年金で暮らせるような住宅、老人ホームを建築をしていくこと、年金の立場からも非常に望ましいことであると考えるのでございまして、現在厚生年金保険の福祉施設いたしまして、全国に十数か所老人ホームが設置されておりまますし、また積み立て金の運用といたしまして、最近五カ年間に件数として約二百七十件、金額として約二十億円のほか一般住宅でございますが、たとえば四十二年度三万八千戸、四十二年度四万二千戸の融資が実行なわれておるのでございます。しかしながら、御指摘のように、今後は、特に年金の立場からしましても、老人の住宅問題というものについて前向きに検討をしなければならぬと考えるものであります。

ございまして、関係省あるいは関係局とも相談をいたしまして、御趣旨に沿うように努力いたしました。いと考るものでございます。

○和田委員 この基金の使用の優先順位はいろいろ考えられると思いますけれども、これは年金として集めた金でありますから、年金というのは、その年金でもって最低生活ができるという、そぞろを保障しておるわけですから、一般の社会施設に対して融資をすることも必要ではありますけれども、第一の優先順位は、やはり将来年金の給付が完全に発揮できるような時期においては、必ず人に対してその保障ができるような投資というものが第一の優先にならなければならぬ。それに対する計画的な投資というものがこの基金の第優先のあれにならなければならぬ。そのための計画が必要だ。たとえば十五年後に六十五以上の老人が人口の一五、六%になるとしますと、膨

○伊部政府委員 御指摘のように、今後老齢人口が急増してまいりますので、これに対しても計画的配慮が必要だと私思うのですが、どういうふうにお考えですか。

に積み立て金の運用をせよという御意見はまことにごもっとともと考えるのでござります。現在住宅問題につきましては、住宅対策五ヵ年計画といふことで、政府全体として総合的な計画を立てておるのですが、いざいますけれども、なお、このワク内にござまして関係省とも十分打ち合わせをして、たゞいま御指摘のように、積み立て金の還元融資の優先順位といたしましては、年金受給者の還元融資としうことから申しましても、住宅が最も優先順位が高いのは当然でございますので、ただいま年金金融資の立場としての具体的な計画を持っておるわけではございませんけれども、御趣旨に沿って契

○和田委員 ゼひともその問題についての計画的な一つの見通し、実施をひとつお願ひいたしたい。

もう一つの問題は、重度身体障害児と精神薄児に対する特別の児童扶養手当というのがござりますね。これの給付が月十九百円ということですが、この重度障害児と精神薄弱児を持つておる家庭、これは私の選挙区のそういう人たちによくお目にかかるし、その人と一緒にあれするのですけれども、とりわけたいへん負担だと思うのですね。これは他の者と多少区別ができるのではないか、これは区別する理由もあるのではないかと私は思うのですが、この問題を他のグループと離してもう少し詳しく見てあげる必要があると思うのですが、どうなんでしょうか。

○渥美政府委員 御指摘のよう精神性薄弱でその症状が非常に重度の者、あるいは身体障害でその症状が非常に重度な者につきましては、その家庭において非常に御苦労されていると思ひます。したがいまして、そういった点に着目いたしまして特別児童扶養手当という制度ができたわけござりますが、そういった制度がござりますので、それに合わせて毎月の給付額は、母子世帯の児童扶養手当と同額になっているわけでございます。その点について問題があるという御指摘ではござりますが、朝八時半に子供と一緒に家を出まして、四時半まで先生の手伝いをしてずっと子供と一緒におって、四時半に家にお帰りになつて、そして家の仕事もむろん見ている。こういう状態を見ますと、ほんとうにたいへんなと思います。国の方もまだないのです。あって非常に少ないといふ状況ですから、こういう問題についても経過的な措置は絶対に必要だと私は思うのです。他の人の区別がつきにくいというなら別ですけれども、重度身体障害と精薄の場合は、わりあいその他の人との区別をつけやすいと私は思うのです。

○和田委員 最近自閉症の患者が出ております。これも同じように扱つていかなければならぬと思うのですけれども、そういう点もなお一そお考えになつていただけるかどうかということですね。

○渥美政府委員 御指摘のように、精神薄弱の中でも、たとえば知能指数が三五以下というような重度の方につきましては、ただいまのところ施設も非常に不足でござりますし、その子供たちに対する待遇といふものはむずかしいわけでござります。秋父学園がいまから十年前にできましたのも、その重度対策ということで設立いたしましたのは全然生活できないということでは、国がうそを言うことになるわけですから、もう少し住宅その他を含めて計画して、今後のお老人対策をやつてもらいたい、これが第二点。

第三点としては、特殊の問題としての重度の身体障害児並びに精薄児に対して、経過的な措置といたところが、これは昨年の七月ごろでしたけれども、昨年の七月の段階で千人待つておられるのですね。三十九年に申し込んだ人がそのうちの五百番目だというのですね。そういうふうに設備が非常に足らないのです。これは在宅あるいは非常に

高いところに預けてあれをしておるということです、そういうふうな人が非常に多いですね。数も大体わかつておりますけれども、非常に多い。そういうことですから、最小小限経過的な措置としましても、そういう方に対する扶養手当というものを増額する必要があると思うのです。渋谷のあるところへ、精薄の子供を持っておるお母さん三人くらいの人が一度お見えになりまして、行きまし

たら、朝八時半に子供と一緒に家を出まして、四時半まで先生の手伝いをしてずっと子供と一緒におつて、四時半に家にお帰りになつて、そして家の仕事もむろん見ている。こういう状態を見ますと、ほんとうにたいへんなと思います。国の方もまだないのです。あって非常に少ないといふ状況ですから、こういう問題についても経過的な措置は絶対に必要だと私は思うのです。他の人の区別がつきにくいというなら別ですけれども、まだないのです。あって非常に少ないといふ状況ですから、こういう問題についても経過的な措置は絶対に必要だと私は思うのです。他の人の区別がつきにくいというなら別ですけれども、重度身体障害と精薄の場合は、わりあいその他の人との区別をつけやすいと私は思うのです。

○和田委員 私の質問はこれで終わりたいと思ひますが、取りまとめてみますと、第一項は、やはり抛出的な年金の各年金額が物価にスライドするということは当然のことですね。それだけでなく

○伊部政府委員 御指摘のように、福祉年金の改定につきまして、今後とも引き続き御趣旨に沿つて努力いたしたい、かようと考えておるものでござります。

○中野(明)委員 来年度は厚生年金改正の時期にきているようですが、それと相照らして国民年金全体の改定ということも私ども考えなければならない、こう思つておるのであります。政

府のほうではこの点についてどこまでお考えになるのか。

○伊部政府委員 御指摘のように、厚生年金は明年度が再計算期に該当いたしておるのでござります。国民年金の再計算期は四十六年でござりますが、その間に物価、生活水準等におきましても相当の変動がござります。また、国民年金を二年間

きましても基本的な検討を加えたいという基本線のものに、ただいま国民年金審議会におきまして御審議をいたしておるという状況でございま

す。

○中野(明)委員 いま一点。農民年金の話が巷間伝わってまいりますが、この農民年金のこ

については、どの程度まで構想をお持ちになつておるのか、どの程度まで進んでおるのか、その点について現在までの状況をお聞かせ願いたい。

○伊部政府委員 農民年金問題につきましては、ただいま農林省におきまして農民年金問題研究会の検討が行なわれておるのでございまして、一方国民年金審議会におきましては、農民年金部会を設けまして、昨年の秋以来検討をいたしておる段階でございます。そこで最終的には、国民年金審議会の議を経て政府としての案をまとめていくということになると思うのでございますが、たゞいま年金制度全体の発展の方向を見定めつつ、各方面の御意見を拝聴し、慎重検討に当たつておるという段階でございます。

○中野(明)委員 農民年金のことは相当強い要望もあるようあります。ただ、国民年金とのかね合いでござりますので、なかなかそう簡単にいかぬのじやないかと思つておりますが、検討をさらによけていただきたい、このように思うわけであります。

いま一点だけ。所得比例による国民年金を検討されている、そういうことが伝えられております。その点についてもどの程度まで構想をお持ちになつておられるのか。

○伊部政府委員 国民年金の改正の主眼点の一つといたしまして、厚生年金、国民年金のバランスの問題が一つあるのでございまして、このバランスの上で見ますと、国民年金には所得比例制がないが、厚生年金には所得比例制があるということです、この点をどう考えるかということが、御指摘のようだ、たゞいま国民年金審議会において議論もされておる段階でございます。

一方、昨年八月実施をいたしました国民年金改善調査によりますと、被保険者の方々にも、保険料は高くて高い給付を望むという御要望もまた相当あるようございますので、こういったことも勘案しつつ、たゞいま各方面の御意見を伺つておるという段階でございます。

○中野(明)委員 厚生年金なり国民年金の倍増計画とすることもありますが、そういうことになりますと、当然国庫負担の増加あるいは被保険者の負担が増大してまいります。これは私どもとしても、その三百円アップが百円アップという三分の一の金額にとどまつたか、そのことについて大蔵省はどのような結果的な繰り上げがあつたとしても、その三百円アップが百円アップといふことになります。

○伊部政府委員 お話をうへて、なるべく保険料を負担可能な範囲にとどめつつ、なるべく給付を充実していくこととは、基本線として御指摘のとおりでございますが、一方において両制度のバランスということを考えます場合におきましては、やはり保険料負担におきましても両制度のバランスということも念頭に置かなくてはならぬ

まいりたい、かように考えておる次第であります。

○谷垣政府委員 端的に申し上げますと、予算の

全体の関係におきまして主張が十分に通らなかつたということで、端的に言えばそういうことになりますけれども、しかし他の所得制限の問題でありますけれども、しかしながら他の所得制限の問題でありますとかその他の点で若干のあれがありました

おり、先ほど御指摘のように、繰り上げの期間を例年よりも早くいたすというようなことで若干の色をつけたという形になつておりますが、八木先生のおっしゃつておりますように、端的に申し上げますと、私たちとしてもまだ十分でないといふ感じを持っております。

局長から詳しく述べさせます。

○中野(明)委員 社会局長が参議院のほうに行つておられるようですから、局長にお聞きしたいことがありますので、一応これで保留させていただいて、時間の関係がござりますから、次の人に質問をしておいたが、後ほど局長が見えたらお願ひしたいと思います。

○八田委員長 八木一男君。

○八木(一)委員 国民年金法等の一部改正案について御質問を申し上げたいと思います。

大臣が来られるまで政務次官に御質問をいたしましたが、今度の国民年金法の改正案は、おもに福祉年金の改正案。福祉年金については、時期は最初の計画より少し繰り上がつておりますが、来年の一月からその中心になる老齢福祉年金について

は月額三百円アップという計画があり、それを要

ます。前から逐年金額の引き上げ、所得制限の緩和等をはかつてまいりましたところであります。四十三年三月の引上げは、御承知のよくなきびしい財政事情がございましたけれども、先ほどおっしゃいましたような、年金額の引き上げあるいは所得制限の緩和をいたしますとともに、特に、從来実施時期は一月から実施しておつたのでござりますが、これを繰り上げて十月実施というような措置をとつた次第でございます。

○社説明員 福祉年金の問題につきましては、從前から逐年金額の引き上げ、所得制限の緩和等をはかつてまいりましたところであります。四十三年三月の引上げは、御承知のよくなきびしい財政事情がございましたけれども、先ほどおっしゃいましたように、初年度は所要金額はゼロでございました。さしあたま厚生政務次官からお話をございましたように、一月実施をいたしますと、御承認のよくなきびしい財政事情がございました。そこで、翌年度に満額経費が要るわけございません。そういうよなやり方でございますと、後年度に多額の財政負担を残すことになります。予算編成のあり方からいたしまして必ずしも適当でない、かように考えたわけでございます。

○八木(一)委員 今年度の予算のことをまず考えるのが先だらうと思う。厚生省としては三百円アップをしようという計画のほうがまず先だと思う。どう考へても、それがどつとも一番最初のことを考へていい。大蔵省は本年度の予算をおさめることに苦労しているはずだ。それを特に今年度の予算をふやしても九月にやりたい。厚生省のほうは三百円アップを実現をしたい。それを拘りて九月にする。九月にしたことは、今年度に少し給付があえますから悪くありません。厚生省としては、大蔵省が九月に出してくれるならば、それはいい。九月に百円アップをしないで、しかしながら年度三百円アップはこれは譲れない、九月に百円アップして、それから一月には二百円アップ——九月に百円アップをするならば、その二百円アップは今年度の方針として確定をして、そこで予算案、この法律案を出してこなければならない。それを簡単に譲るのはどうかしている。しかし、大蔵省が財政硬直というような一方的なことばかり、国民の要求を、ほんとうに憲法に定めた社会保障を、憲法二十五条について不斷に向上改善をしなければならないことを押さえていることは非常に怠慢である。ある意味では憲法違反の公務員である。憲法九十九条で大蔵省は全員この点で責任をとらなければならないというふうに考えるものであります。そのため、その大蔵省が、本年度の予算の関係などでそれを削減をする。非常に奇妙なことだと思う。なぜ、九月に百円上げようという前向きのことを決定したら、それはそれに置いてて、一月からさらに二百円上げる、合計いまから見て三百円上げるということを厚生省は取りつけができるなかつたのか。大蔵省は、本年度に百円アップするような国民年金に誠意を示したならば、なぜその翌年から二百円アップをするようなことを快く承知をしなかつたのか。

いる。また税制の点で、いろいろの金持ち本位の税制をやるから収入が少ない。そのような財政の収入の硬直化のために支出ができるないということになる。大蔵省は財政硬直化を、支出が硬直をするという支出の点だけで考へてゐるけれども、収入を、大企業とか非常な金持ちから、当然担税能力のあるところから取れば、そういう問題は起らぬわけです。自分みずから収入の硬直化をまとめておいて、それを財政全体の硬直化という。また来年のことを言つたら、来年もその収入の硬直化を続けるつもりだ。(「来年のことを言うと鬼が笑う」と呼ぶ者あり)黙れ。委員長、ああいうような発言があつたら退場させてくれ。

のはいただく。来年は来年で、いま八木先生の御指摘になつておりますような点も、私たちとしても十分に考えまして要求をいたしたい、こういうつもりでおるわけでございます。

○八木（一）委員 福祉年金の点について、厚生省も大蔵省もよく考えていただきたいのですが、昭和三十四年に国民年金法が通つたときに、無効出制の福祉年金はあまりにも少額であつて、老齢保障という名に値しないという圧倒的な議論があつたわけです。しかしながら、逐年これをどんどん改善するからこれがまんしていただきたいと、いう、当時の岸内閣総理大臣、坂田厚生大臣、また当時の大蔵大臣の話で、与党の方々は非常に不満を持ちながらこれに賛成された。野党のわれわれは反対をした。そこには、逐年それを飛躍的に増大するという約束のもとに、それが通つたわけです。ところが福祉年金の問題は、その中心である老齢福祉年金月千円がずっとそのまま放置をされて、その後百円ふえて、それから小刻みにふえて、現在、現行では月千六百円のベースです。昭和三十四年からいままでの消費者物価を考えてみると、昭和四十二年に、役所で調べてもらった数字によると、三十四年の一〇〇に対し一五三・一、本年は約一六〇になつておるのであります。一千円のものが現在千六百円、一つもふえていないわけだ。大蔵省の方、おわかりですね。一つもふえていない。あれから八年間、毎年特に金額を中心として増大するからという約束をして通つた法律が、貨幣価値の変動を入れるとほとんどふえていない。八年間全部それがなまけられている。厚生省は腰が弱い。大蔵省は社会保障に対して無理解だ。内閣の前の公約をほんとうに果たす気がない。そういうことで、ほとんどふえていないわけだ。ですから厚生省は、この要求についてはいささかも大蔵省に遠慮をしてはならないし、大蔵省は——いま出てきた主計官の方は、大蔵省全体に対する私のふんまんを受けて氣の毒だけれども、この問題の担当の主計官であるから、特にこの問題については、私の申し上げておることを理解し

ていただきて、大蔵省の中で、硬直化とか、社会保障にそれだけの金は出せないとか、年金に出せないとかという人たちがあつたならば、これら全部を相手に、職を貽してその厚生省の要求を通すという立場でがんばっていただかなければならぬし、大蔵省全体としては、先ほど申し上げたように、硬直化があるから収入の硬直化をやめる、そして当然すべき支出はブレーキをかけないという方向でものごとを処理して、社会保障の前進のためにつとめていただかなければならぬと思う。厚生省と大蔵省の前向きの御答弁と御決意を伺いたい。

○谷垣政府委員 八木委員の御指摘のとおりに、三十四年からの状況を見ますと、消費者物価の上昇指数と福祉年金の老齢年金の増額のものは、數字的には老齢年金のはうが若干上がっておりますけれども、これは言うに足らない問題だと思います。厚生省といたしましては、ただいまの御意見を十分胸に入れまして、大蔵当局と折衝を強く統けていきたい、かようて考えております。

○辻説明員 予算編成にあたりましては、申しますまでもないことですが、全体としての限られた財源の中におきまして、いろいろの財政需要に対しても、施策の優先度を勘案しながら経費を配分してまいらなければならぬわけでございます。御指摘の福祉年金につきましては、財政当局といたしましても、従来からできるだけ配慮してまいつたところでございますけれども、何ぶんにも全額国庫負担であるというような問題もございまして、金額の引き上げにつきましては、ある程度の制限があることはまたやむを得ないところではないか、かようて考えております。今後とも諸般の事情を勘案しながら十分検討してまいりたいと思います。

○八木(一)委員 両方とも、少しずつ前向きな御答弁で、けつこうです。

辻主計官にちょっと大蔵省の予算編成のやり方を伺つておきたいと思います。大蔵省のほうは、これは最終的には闇譯できましたので、辻さん

の責任でないかもしれないけれども、予算要求は各省で前年度予算の五割増しまでにとどめられて、それが三割増しまでにとどめもらいたいということを数年前からやっておられたいことになり、それから二割五分増しにとどめてしまいということを大蔵省が提議をして、そのワク内で第一次要求を出さなければならないという方向をとっていることは事実であります。

そこで、この前坊厚生大臣は、閣議でそのことは承服しないという主張をされたそうであります。歴代の厚生大臣に私はこういうことを申し上げているわけです。今までやった方法は、大蔵省主計局の非常にイージーゴーイングなやり方だ。国政のいい意味のアクセントをつけなければならぬときには、厚生省といふのは、年金問題もあれば、医療保険の問題もあれば、公害の問題もあれば、心身障害者の福祉を増進する問題もあれば、ガンの対策をしなければならない問題もあれば、いずれも一日もゆるがせにできない、そうしてその大部分が相当多くの国庫支出をしなければならない、そういう問題を多く抱えられておる省である。公害が発足したばかり。ガンは焦眉の急。年金はいまだ二割ぐらいしかない。これら完成しなければならない。医療保険は赤字で苦しんでおる。国民や患者といったところの犠牲はなしにこれを立て直さなければならない。なお十分割給付に全部持つていかなければならぬ、家族も含めて。そういうことがある。憲法二十五条第二項の、常に向上し増進しなければならないという規定に従った問題であります。先年の健保の改悪案のことでも、この憲法第二十五条では改善、増大が規定されているんだ。停とんであっても憲法違反だ。ことに先年の健保改悪案みたいなものは後退だ。猛烈な憲法違反。そういうことを考えたときに、大蔵省はそのような憲法の条章を受けた制度を進めなければならない。厚生省に、前年度予算よりも一割五分以上要求をしてもらつたら困るとワクをかぶせる。憲法の条章を實際上実行していくし、新しく国民のために取りかから

なければならないことがストップするということになる。一次要求ですから、そういうワクははめない。全部必要なものは要求すべきだ。財政のワクにおさめなければならないことは、私どもわざついている。そのようなワクによつて拘束されない。当然これをやらなければならぬという要求は、そういうワクなしにして、それを国家財政全体の中で調整をするということをしなければならない。一省についてワクをはめるために、一省の中で医療保険のタイアップをしようすれば公害がおくれる、公害を進めようとすればガン対策がおくれる、身障を進めようとすれば児童手当がおくれる、そういうようなことであつてはならないわけです。

これについては厚生省は、今後このような大蔵省の態度があつたら、厚生大臣以下全員大蔵省を取り組んで、すわり込んでストライキをするよう覚悟でこういうワクを取つ払つていただかなければならぬ。大蔵省としても、そのような各省政府にワクをはめておけばあとの調整が楽だということではなしに、有能な熱心な公務員がたくさんおられるのだから、第一次要求がワクがなくてはならない。大蔵省は、いま言つたことを、よく胸に手を当てて聞いておいていただきたい。これは大蔵大臣なり主計局長に全部伝えていただきたい。厚生大臣坊秀男君は、昨年の閣議ではこれに反対したはずです。その前の厚生大臣に、歴代、私は厚生大臣また厚生省の弱虫に対しても、厚生大臣は全部それに賛成なんです。それにもかかわらず閣議で大蔵省押しきるというのは、大蔵省が国民の金を事務的に預かっているからといって、国庫の財政を自分で大蔵省全体がほんとうの国政を考えて反対するといふんだ。大臣を通じて、そのようなイージーゴーイングで各省にワクをつけるということを撤廃をされなければ、本当の財政の担当者といふことはできぬと思う。大蔵省は予算要求になたをふるうだけが職務ではない。主計局はそれだけが職務ではない。必要なものは、むしろこの問題はなぜもつと予算要求をしないのかといふような積極性があつてもしかるべきである。そういう点について、主計局、大蔵省全体がほんとうの国政を考えて反対するといふんだ。大蔵省に対するいろんな主張をされるといふんだ予算がとりにくくということで、各省がへつ込むという点がある。それは、ほんとうの意味の大蔵省の官僚としては、そういうことはあってはいけないと考えなければならない。財政をあずかっているからといって、財政を自分の考え方でやり方を支配しようとするのは間違いであります。特に、各省の中で調整していただいて點について、これは大蔵大臣に質問をすることであつて、辻君には氣の毒でありますけれども、ほんとうの財政に挺身をしている一員として、辻主計

官から、いまの私の意見を聞いた上での率直な前向きの答弁を願いたいと思う。

○辻説明員 何ぶんにも全体としての財源に限度がござります。先般成立いたしました四十三年度の予算を見ましても、対前年度の伸び率は、補正後の予算に対しまして一・八%というような低い比率になつております。そこで大蔵省といつましても、各省庁が要求の段階で財政支出の優先度を判断して、要求内容を重点的に整理していただきまして、財源とあまりかけ離れないような要請を行なつていただくことが大切ではなかろうが。また、このことが予算編成作業の合理化なり円滑化なりもつながらず、また予算の効率的な使用にもつながるのではないか、そういう考え方に立ちまして、從来から各省と相談いたしまして、先ほどお示しになりましたような方針で対処しているわけでございます。

○八木(一)委員 辻君にこれ以上の答弁を求めるのは無理かもしれない。しかし、いま言つたことを、よく胸に手を当てて聞いておいていただきたい。これは大蔵大臣なり主計局長に全部伝えていただきたい。厚生大臣坊秀男君は、昨年の閣議ではこれに反対したはずです。その前の厚生大臣に、歴代、私は厚生大臣また厚生省の弱虫に対しても、厚生大臣は全部それに賛成なんです。それにもかかわらず閣議で大蔵省押しきるというのは、大蔵大臣、主計局長以下、猛烈な反対ををしていただいて、大蔵省には有能な公務員がいる、また実質上の非常な権限があるといふことによつて、自分の考え方が正しいという思い過ぎたことによつて、國政のアクセントが少くなり、ほんとうの意味の正しい進行ができなくなることをおそれで、十二分な反省をして、いま言つたようなことについて大蔵省は提議することをやめていただきがなければならない。あなたはすぐ答弁はできないかもしれませんけれども、これはほんとうに強い立場にあるものとしては、十二分にも反省をしてそのことをしなければならない

ということを深く考えて、いまのよう、各省で

順位をつけていただければいいというようなイー
ジーゴーイングなやり方をやめる方向で会議を開
き、それを進めていただかなければならぬと思
う。辻君は勇敢にその問題を大蔵省で提議する勇
氣があるかどうか。それはしなければならないの
はあなたの責任であります。そのことについて明
確な決心を伺っておきたい。

○辻説明員 大きな概算の要求を行なったところ
の予算の伸びが大きいというようなことはござい
ません。また、一律の要求であったから、成立し
た予算も一律になつておるということではござい
ません。当然、財政需要の優先度なり緊要度なり
に応じて、私どもも予算査定に当たつておるつも
りでございます。ただ先ほど申し上げましたように、
要求の段階におきまして、各省におかれても
ある程度要求事項を重点的に整理していただき
たということで、いまのようなやり方をとつてい
るということとございます。

○八木(一)委員 辻主計官は非常に優秀な主計官

と伺つて、いまもそう思つておりますが、ほんとう

のりっぱな公務員といふものは、今までその省
がやつておつても、その点について反省すべきもの
があつたならば、率直に反省するという態度が

なればならないと思う。ただあなたは局長や次官
官に押えられるから、一べんに答えられないかも
しれないけれども、その反省のもとに局長や次官
や大臣と相談をするあなたのほうはワクをはめて

いるという主張はいまだになかつた。それで大体
いくだらうと思う。大切な財政について責任を
持つておる者がそれではいけない、國政のアクセン
トをはつきり確立をするために、いまの各省にワ
クをかけるやり方が非常に障害になつておるとい
うことを見ると、身体障害児の予算などは、局

省が前年度予算の一割五分ということでワクをは
められるので、医療保障に力を入れれば年金が薄
くなる、年金に力を入れれば児童手当がなかなか

発足しない、児童手当に力を入れればガン対策が
おろそかになる、身障対策がおろそかになるとい
うことでも大切な社会保障に關係した、

國民の命と健康に關係した大事なもの前進がと
まるという欠陥があります。そういう点で、大蔵省
が厚生省はじめ各省に一割五分のワクをはめると
いうことは、非常に大蔵省としてイージーゴーイ
ングなやり方であつて、第一次要求は必要なもの
を各省が全部出す。それを大蔵省で財政のワクに
おさめるために、前に整理をされない状態で全部
なまで出てきたものを、大蔵省が各省と相談をし
て、そこで、その一番大切なもののから順次にア
クセントをつけて予算のワクに入れるということ
が、ほんとうの財政の方針であるうと思う。こと
に厚生省としてはそういう主張をされなければな
らないと思う。歴代の厚生大臣にそのことを申し
と相談をしてください。あなたは大臣じゃないか
ら、私は大臣だったらこのような答弁であれば承
知しない。閣僚としての資格がないから直ちに辞
表を出せと言いたくなる。水田君なら言うところ
であります。あなたには上司がいるから、次官がい
るから、気の毒だと思うからそれ以上詰めないけ

れども、十二分な反省をしてやつていただきたい。

次に厚生大臣に伺います。いま大蔵省は、年金

の問題に關連しまして、予算の大ワクについて、

各省が前年度予算のいまは二割五分、前は三割、

その前は五割、それ以上第1次要求をしてくれる

なということを大蔵省がいつも言つてはいる。閣議

でそれが提議をされて、閣議抵抗をする閣僚が

少なくて、それがきまつて、そういう風習で予算

の第一次要求、それから査定が行なわれるとい

ことが行なわれております。そうなりますと、厚

生省のように、すべて新しくどんどん進めなけれ

ばならない、古いものも十二分に完成をしなけれ

ばならない、それがすべて国家予算を非常にたく

さん必要とする内容だ、こういうところは、厚生

省が前年度予算の一割五分ということでワクをは
められるので、医療保障に力を入れれば年金が薄
くなる、年金に力を入れれば児童手当がなかなか

発足しない、児童手当に力を入れればガン対策が
おろそかになる、身障対策がおろそかになるとい
うことでも大切な社会保障に關係した、

國民の命と健康に關係した大事なもの前進がと
まるという欠陥があります。そういう点で、大蔵省
が厚生省はじめ各省に一割五分のワクをはめると
いうことは、非常に大蔵省としてイージーゴーイ
ングなやり方であつて、第一次要求は必要なもの
を各省が全部出す。それを大蔵省で財政のワクに
おさめるために、前に整理をされない状態で全部
なまで出てきたものを、大蔵省が各省と相談をし
て、そこで、その一番大切なもののから順次にア
クセントをつけて予算のワクに入れるということ
が、ほんとうの財政の方針であるうと思う。こと
に厚生省としてはそういう主張をされなければな
らないと思う。歴代の厚生大臣にそのことを申し
と相談をしてください。あなたは大臣じゃないか
ら、私は大臣だったらこのような答弁であれば承
知しない。閣僚としての資格がないから直ちに辞
表を出せと言いたくなる。水田君なら言うところ
であります。あなたには上司がいるから、次官がい
るから、気の毒だと思うからそれ以上詰めないけ

ある國政の前進のために非常にまずいことにな
る。

その意味で、来年度の予算編成期が迫つており
ますが、園田厚生大臣はそういう点をよく理解を
せられて、大蔵大臣が何と言つても閣議で、その
ような第一次予算要求に網をかぶせるというよう
な、イージーゴーイングな國政のアクセントを

強く主張されて、そのようなワクをかけさせない
決意を示していただきたいと思うわけですが、厚生
大臣の前向きの御決意を伺いたいと思

います。

○園田國務大臣 社会保障、福祉制度でいろいろ

理屈はつけますが、やはり財政的な制肘のもとに

財政というワクの中に進められていくという今日

までの状態というものは、遺憾にたえません。い

ま仰せられたことは、私自身も考えておつた問題

でありまして、一つにはわが國の制度が非常に立
ちおくれておる。したがつて、制度に対する金ば

かりでなく施設からつくらなければならぬという

問題がある。それからもう一つは、第一線で行政

○八木(一)委員　その引き上げるについて国庫負の水準を引き上げなければならぬ段階でありますから、そういう方向で検討したいと思います。

担、国庫支出を多くしませんと、これがやはり引

こういう新たなものが出てまいりまするから、財政上いろいろ困難な面もあるとは思いまするが、しかしながら、何とかしていまの御意見のような方向にやつてみたいと考えております。

おりますが、原案はずいぶん間違つたところがございました。

担がつかないという猛烈な不合理があります。この点だけは改正をされて、百円に対しても五十円つ

いたから、五十円の部分は免除の人たちにもこれをつけようということに二、三年後に改正になりまること。^{この辺りは、との期間の間全部免除で、}

保険料を実際に払わない人も概略三分の一の年金

は確保された状態になります。この改正はたしか昭和三十七年ぐらいであります。拠出制年金の翌

年の改正であります。一年間で、そういう努力はされました。それからいままでの間に足かけ七年がたつ、この改正で、これまでの間はございません。

年がけで、各の草書がとまとまりがんばりました。目
庫支出の点では、バランスが、金持ちに出すのな
ら貧乏人でも出来なければいけない、という点で筋

が通ったと思うのです。ほんとうの年金というものは、保険料をかけられないような、免除をずっと

と受けるような人が年をとつて、一番必要である
というほどの問題は解決をされていないわけであ

ります。免除を受けた人は、国が代替をしてその保険料を払い、国庫負担はもちろんつけて、少な

くとも保険料を払い得る人と同じような年金額を確保しなければ、社会保障とは言えないわけでござります。

さいます。むしろもつと考えれば、その人たち
は、保険料を納め得る人よりは、もつと多くの年
金を受け取る可能性があるのです。

金を差し上げても社会保険の理念からいえば正しいことだと思うのです。少なくとも同じ年金を差し上げなければならぬ。それがこの年金法の

中に、はなはだ残念なことに、社会保険の間違つた考え方が導入をされ、保険料を支払つた度合

いによってその対価を得る。民間の生命保険と同じ思想がここに入つておるわけです。それがこの

年金法全体を、非常に間違つたものにしておりま
す。

大体当時の厚生省がだらしがないのであって、国民年金を考えるときに、政府の審議会なんか

が、結論を出してやつておる最中に、協栄生命の重役さんというような民間の保険会社の人を、そ

の年金の法案の骨子をつくるときの重要なメンバーに据えて、その人の意見を聞いた。私の保険では、社会保障にならないわけです。生命保険

○園田国務大臣　今までに問題になつてまいりましたのは、新たな問題として国会ですでにしばしば言つております児童年金の問題、それからいま問題になつております農民年金の問題、の前向きの強い御決意のほどを伺つておきたいと思います。

私が国会に提出しました国民年金法の形態をかな
りまねられましたけれども、内容は十分のくら
いに値切って、仕組みをうんとこさひん曲げて出
てきたのが、あのときの政府案であります。その
後、与野党の方々の御意見で、ややよくなつてしま
り、国会の御努力で、ややよくなつてしまつて

おりますが、原案はすいぶん間違つたところがございました。

その中で一番間違つた点は何か、国民年金制度に対しては、社会党の、われわれの案では、減免規定をつくつてありましたが、その減免規定の免のほうだけをまねをされて、免除という規定をつくられました。われわれは、減免をした者も保険料を納めた者と同じだけの年金を確保するという案を出しておつたわけであります。ところが、厚生省のほうは、そことのところを抜いてしまつて、免除だけする、いまはちょっと変わっておりますけれども、免除だけするという政府の案を出され、それが通つてしまつた。その後、一、三年後改訂の改正でちよつとよくなりましただけれども、そのことは何かというと、保険料を認められない人は免除してもらひが、その分だけ年金がもらえないことになつて、年金制度からぼうり出されることになる。そしてその人は、年をとつたときには一番年金の必要な人です。その人がなくなつたら遺族の人が一番年金が必要なのです。その人ががんをしたら、傷害年金が一番必要なのです。政府案によつてつくられた最初の制度は、保険料は取らないけれども、年金を一番必要とする人を年金制度から締め出すという制度だつたのです。実際に大きな欠点がある制度でございました。

この点について委員会でいろいろな意見が出されました、その後改訂されましたが、改訂は三分の一しかされていないわけです。その当時保険料は百円と百五十円、いまは少し上がつておりますが、三十四歳までは百円、三十五歳以上は百五十円の保険料であります。ところが、百円の保険料を納められる人には五十円の国庫負担がつき、百五十円の人には七十五円の国庫負担がつくわけであります。

担がつかないという猛烈な不合理があります。この点だけは改正をされ、百円に対し五十円ついたから、五十円の部分は免除の人たちにもこれをつけようということに二、三年後に改正になりました。したがって、その期間の間全部免除で、保険料を実際に払わない人も概略三分の一の年金は確保された状態になります。この改正はたしか昭和三十七年ぐらいであります。拠出制年金の翌年改正であります。一年間で、そういう努力はされました、それからいままでの間に足かけ七年かけて、その改善がとまつたりません。国庫支出の点では、バランスが、金持ちに出すのなら貧乏人にも出さなければいけないという点で筋が通ったと思うのです。ほんとうの年金というのは、保険料をかけられないような、免除をずっと受けるような人が年をとつて、一番必要であるといううの問題は解決をされていないわけあります。免除を受けた人は、国が代替をしてその保険料を払い、国庫負担はもちろんつけて、少なくとも保険料を払い得る人と同じような年金額を確保しなければ、社会保障とは言えないわけでございます。むしろもっと考えれば、その人たちには、保険料を納め得る人よりは、もつと多くの年金を差し上げなければならぬ。それがこの年金法の中にはなはだ残念なことに、社会保険の間違った考え方方が導入をされて、保険料を支払った度合によってその対価を得る。民間の生命保険と同じ思想がここに入つておるわけです。それがこの年金法全体を、非常に間違したものにしております。

が、結論を出してやつておる最中に、協栄生命の重役さんというような民間の保険会社の人を、その年金の法案の骨子をつくるときの重要なメンバーに据えて、その人の意見を聞いた。私の保険では、社会保障にならないわけです。生命保険

で、年金払いのものを五千万円ぐらい入れば、その保険料は高く、五百万円に入る場合は、保険料はその十分の一、五百万円入っておる人に比べて、五十万円の人の保険料は十分の一になります。ちょっととしか保険料を払つていな人は、ちょつとしか保険金をもらえない。たくさん保険料を払つておる人は、たくさん保険金がもらえる。そんなものは社会保障ではない。民間の保険です。ただこれが社会保険と言い得るのは、その二分の一の国庫負担がある点と、その人の幾ぶんの底上げの点で、社会保険に近くなつておるわけです。依然として社会保険の形態が多いわけです。
ところが、厚生省全体に問題つて参考と方ばかり

○伊部政府委員 今後の国民年金制度の改善について
一切許されないということになるわけであります
が、大臣をその意味で、ほんとうの意味で一生懸
命補佐をされる決意をしていただかなければなり
ません。それ以外のことばは一つも要りませんか
ら、その前向きの決意を述べていただきたいと思
います。

○伊部政府委員 今後の国民年金制度の改善について、八木先生から強い御鞭撻をいただいたわけでもござります。大臣の御指示を受けまして、誠心誠意国民年金の改善に努力をいたすものでござります。

○八木(一)委員 今まで一番大きな問題を申し上げましたが、部分的に、実質的に見て、非常に社会保障からはずれた点があります。その点を特に抽出して申し上げたいと思いますが、これはひっかけても何でもありませんが、大臣は、二十一歳で全盲になつた方と、十七歳で全盲になつた方と、あるいは三歳生まれつき全盲であつた方と、その気の毒の程度、それに対する国が対処しなければならない責任、そこに差があるかどうか。どっちのほうが濃いか、大臣の率直な御答弁を伺いたい。

○園田国務大臣 現実は差があると思いますが、理論的には差があつてはならぬと思っております。

○八木(一)委員 当然、差があつてはならないと思ひます。その中で、生まれつき色彩も形態も知らない人は、途中で目が見えなくなった人と違つて、世の中のそういうものが想像もできないと、うことで一番氣の毒だと思いますが、そのかわり先に勘が発達しているから不便さが少し少ないという点もあると思います。そういう点は抜きにして、われわれ、その点で身体が健全で恵まれた者から見て、そういう点で気の毒さの程度は、少なくとも早くそういう障害を受けた人のほうが氣の毒だ。現在受けおられる状態においては、同じようく気の毒だということが言えると思います。大臣、一々御答弁は求めませんけれども、同

金額はかかりません。さっきの問題よりはかかりませんけれども、非常に部分的な不公平が起ころる。不公平というのは、積極的な不公平じやなしに、その人たちの生活が確保されない、人権が確保されないという、根本的な、そういう欠陥が起ころっているわけです。それをこの機会に直して、ただかなければならぬと思う。この点について衆参両院の附帯決議で何回も国会の意思是表明をされているわけであります。でござりますから、ぜひ勇断をもつて、部分的な金の問題は、そう大きくはありません。年金ですから、そんなどちらばうに少なくてはりませんけれども、さっきの五割を十割にする問題よりは、これははるかに少ない金額であります。その問題について、ぜひ今度の改革のときにこれを改正する、そういう若いとき、生まれたときから障害になつた人、途中で障害になつた方が、障害年金を受けられる、これをぜひ実現していただきたいと思う。厚生大臣の、ほんとうの人間としての、ほんとうの政治家としての、前向きの明確な御決意を伺わしていただきたいと思います。

○園田国務大臣　この問題も、財政上の問題と非常に關係があつて、いろいろな問題があると思ってますが、年金、あるいは年金ばかりでなく、その他の給付が国民の側に立つてきめられてない。したがつて、政府としては苦しい中財政のやりくりをしておるが、もうほんからいえば、非常に冷たいような感じや、あるいは何か無視されたような感じをして、とうとい血税を使っておるにもかかわらず、政治の恩恵といふものが国民に通じない。こういう点につきましては、この問題ばかりでなく、私は十分検討してみたい、そして少なくとももう側に立つた立場から、保険にして年金にしても検討してみたい、こう考え、事務院でもいつも決議をしているところでござります。

○八木(一)委員　この問題は、質的に見て国民年金の中の一番の欠点であります。ぜひこれはやや抜いていただくよう、厚生大臣、これは衆参両院でもいつも決議をしているところでござります。

から、もう一回ひとつ明確に、必ずやるよう、ことばは政治生命をかけてもやるというような、ことばは私は指定はいたしませんけれども、そのような意味の強い御決意をひとづきらに明確に伺わせていただきたいと思います。

○園田國務大臣 私の答弁を必ずやると申しまして、この場のがれの答弁をすることは、私もあえてとらざるところであります。私の人柄も御存じでありますから、十分な決意をもつてこれの検討をやる所存でございます。

○八木(一)委員 それでは次に、スライドの問題について伺いたいと思います。

年金の問題は、いまの不十分な年金でありますが、これをよくしていただきたいと思ひます。年金の問題は、いまの不十分な年金でありますけれども、とにかくほんとうのスライドの問題が確立をすれば、確信をもつて政府も各政党も国民の方々にすすめられる制度だらうと思ひます。ただ、貨幣価値の変動、あるいは生活水準の問題についての適切なスライド、迅速な完全なスライド制がなければ、その点については年金はいいものである。國のほうがやつたからこれは喜ばう、それに協力しようということをほんとうの確信をもつて言えないわけであります。スライド制は、国民年金制度だけではありません。厚生年金あるいは各共済組合の長期、いろいろの点にござりますが、この問題については国会との約束ではすでに時期が去つてしまして、この前の厚生年金の審議の際に、その翌年にこの問題を確立するという約束があつたはずであります。この点が非常におくれている点は残念でございます。この点で国民年金法には、「生活水準その他何とかの状態といふ規定がございます。しかし、「その他」というようなことではないに、これはすべて明記をしないといふことはそのときどきの人たちの判断にまかせられますと、年金の制度である以上、確信をもつて年金はいいものだ、それでその後の安定をはからうということにならない、このようになろうと思います。そのときの政府の情勢、そのときの担当の公務員の方の判断でこれがなされるのだった

ら、これはほんとうの年金制度ができる上りません。第四条には、「国民の生活水準その他の諸事に著しい変動が生じた場合には、」この「著しい」ということとばでは、この解釈のしかたでスライドをとることは幾らでもできます。こういうものは断じて排除をしていかなければなりませんし、「生活水準その他の諸事情」と書いてあります。

ことは、明らかに物価が入っていなければ、これはまた、この点についてもずらされることになります。そういう点で、スライド制については、各法の中で国民年金法はやや書き方がましぬうであります。特に庶民の年金制度でありますから、この国民年金法をはじめ、ほかのものについても、これは急速にスライド制を確立をする、その方法としては、物価のスライドは当然であります。が、国民総生産がふえた国民の生活水準が上がれば、老齢の人にもその上がつただけのものは均等されなければならない問題でありますから、スライドが一般的に物価の問題だけに限られている向きも多うございますけれども、物価のスライドは当然やる、そのほかに、そのような生産が上がつて言えないわけであります。スライド制は、国年金制度だけではありません。厚生年金あるいは各共済組合の長期、いろいろの点にござりますが、この問題については国会との約束ではすでに時期が去つてしまして、この前の厚生年金の審議の際に、その翌年にこの問題を確立するという約束があつたはずであります。この点が非常におくれている点は残念でございます。この点で国民年金法には、「生活水準その他何とかの状態といふ規定がございます。しかし、「その他」というようなことではないに、これはすべて明記をしないといふことはそのときどきの人たちの判断にまかせられますと、年金の制度である以上、確信をもつて年金はいいものだ、それでその後の安定をはからうということにならない、このようになろうと思います。そのときの政府の情勢、そのときの担当の公務員の方の判断でこれがなされるのだった

必要だらうと思う。それについての園田厚生大臣の前向きの御答弁を伺つておきたいと思います。

○園田國務大臣 公的年金制度についての年金のスライド制は、両院においてしばしばその御意見も承つております。明四十四年を期してやつておりまするその計算の時期に検討をすることにしておりますが、たゞいま、関係各省で組織する公的年金制度調整連絡会議といものがございますが、ここに検討を行なつておるところでござります。

このスライドの問題については、まだ私自身が十分勉強の足りないところもございまして、スライドはもちろん、おつしやつたとおりに、物価だけではなくて、生活水準というものが基本になるものだと思いますが、なかなかこれも、御意見の中にもありましたように、一举には困難であろうかと思いますし、なおまた、私は、スライド制をつくる前に、各種年金を少なくとも水準並みに引き上げることのほうが非常に大きな問題じゃなかつうようなことも考えておりますが、しかし、これは決議その他も十分拝聴しておりますから、委員会以外において八木委員の御意見等も承つて検討してまいりたいと考えます。

○八木(一)委員 各種年金制度を充実することはもちろん大事でございますが、スライドは同じようになじみの急であります。どうかひとつ並行して短時間に——スライドというものはもつと焦眉の急じやないかと思うのです。これがないと、年金制度でも、昭和三十六年の拠出年金のときに、こんな年金では足りないのだ、いま高い金を払つて、あとでもらうときは役に立たない金だといふこと、半分以上は当然な主張で、年金制度について国民にほんとうの理解がいつおりません。

大臣の時間がないそうですから、それでは順序が狂いますけれども福祉年金のほうで大事な問題を申し上げます。

いま、さつきおいでになるまでに、上げ方があつた。それは抜きにして、老齢福祉年金が中心ですから、それで申し上げますけれども、いま月千六百円で、今度は十月から月千七百円になる。これは昭和三十四年に年金法ができましたときに福祉年金が月千円で、それから拠出年金が四十年拠出三千五百円で、非常に少ないといふ議論があつたのを、政府のほうが、これはすべり出しだから通してもらつて、どんどん毎年改正するからがまんしていただきたいということで通つた。ところが、それがなされておりまして、老齢福祉年金のほうはだいぶ据え置きで、それでも百円やつと上げた。これは池田内閣のときに一番停滞しておりました。それから少し、ぼちぼち上がっておりま

く確立しませんと、これは確立するまでの前の時期の人が損しますので、至急にひとつ推進をしていただきたいと思います。

次に、通算の問題であります。通算通則法はできましたけれども、これまたはなはだ不合理なものであります。国民年金との通算では二十五年という——ほんの公的年金のときには二十年ですが、二十五年という要件がありまして、この点でも承つております。明四十五年に期してやつておりまするその計算の時期に検討をすることにしておりますが、たゞいま、関係各省で組織する公的年金制度調整連絡会議といものがございますが、ここで検討を行なつておるところでござります。

このスライドの問題については、まだ私自身が十分勉強の足りないところもございまして、スライドはもちろん、おつしやつたとおりに、物価だけではなくて、生活水準というものが基本になるものだと思いますが、なかなかこれも、御意見の中にもありましたように、一举には困難であろうかと思いますし、なおまた、私は、スライド制をつくる前に、各種年金を少なくとも水準並みに引き上げることのほうが非常に大きな問題じゃなかつうようなことも考えておりますが、しかし、これは決議その他も十分拝聴しておりますから、委員会以外において八木委員の御意見等も承つて検討してまいりたいと考えます。

○八木(一)委員 各種年金制度を充実することはもちろん大事でございますが、スライドは同じようになじみの急であります。どうかひとつ並行して短時間に——スライドといふものはもつと焦眉の急じやないかと思うのです。これがないと、年金制度でも、昭和三十六年の拠出年金のときに、こんな年金では足りないのだ、いま高い金を払つて、あとでもらうときは役に立たない金だといふこと、半分以上は当然な主張で、年金制度について国民にほんとうの理解がいつおりません。

大臣の時間がないそうですから、それでは順序が狂いますけれども福祉年金のほうで大事な問題を申し上げます。

いま、さつきおいでになるまでに、上げ方があつた。それは抜きにして、老齢福祉年金が中心ですから、それで申し上げますけれども、いま月千六百円で、今度は十月から月千七百円になる。これは昭和三十四年に年金法ができましたときに福祉年金が月千円で、それから拠出年金が四十年拠出三千五百円で、非常に少ないといふ議論があつたのを、政府のほうが、これはすべり出しだから通してもらつて、どんどん毎年改正するからがまんしていただきたいということで通つた。ところが、それがなされておりまして、老齢福祉年金のほうはだいぶ据え置きで、それでも百円やつと上げた。これは池田内閣のときに一番停滞しておりました。それから少し、ぼちぼち上がっておりま

○ぐらい。そうすると、現行の福祉年金は前の千円と一つも変わらない。八年間かかる一つも前進していない。それからもう一つは、夫婦二万円年金で、あれは四十年払い込んだら三千五百円、それが一番最初のスタートですが、そのときの計算は、二十五年払い込んだら二千円という計算だったのです、一番最初の年金では。その二千円の部分で、それを五千円にして夫婦両方で一万円ということで一万円年金がこの間できました。したがって、二千円から五千円と拠出年金が二倍半になつておる。そうなれば当然スタートのときの老齢福祉年金千円は、二倍半の二千五百円にならなければバランスが合わない、そういう点があります。ぜひその点を踏まえて、厚生省のほうの千九百円要求が今度は値切られました。千九百円にした理由はわかっている。というのは四十六年に、拠出制が始まつて十年間拠出したところのその金が二千円ですので、これをこそこそては困るなんということで、小手先で千九百円といふような金額にしたのですが、とにかく二千五百円で当然なんだ。拠出年金はまたどんどん上がりりますから、そんな心配をしないで、いますぐ二千五百円にする。少ないほうの福祉年金ですから、片方では二倍半になつて、それでも少ないのですから二倍半にするのがあたりまえです。そういう点で、来年度福祉年金のときには少なくとも二倍半、一千五百円を要求してびた一文も削らせてない。それこそは、厚生大臣の職分にかけてもこれは通すというような勢いでやつていただきかなればならない。それが一つ。

それからもう一つ大事な問題は、福祉年金がいま七十歳からしか支給されておりません。昭和四十六年から拠出年金の十年間払った人の支払いが始まるわけです。その人は六十五歳から支給を受けるわけです。前の福祉年金の人は、拠出制年金に非協力であったわけではないのです。一年年金違いで入れなかつた。どんなに年金がほしくても

入れてもらえない。しかも、所得制限のあるものしかもらえないわけです。片っ方の人は、一年違いであつたために、六十五歳から所得制限のないものでもらえるわけです。非常な不合理が起ころ。これをその時点で合わせるようにしなければとんでもない不合理が起こります。片っ方は六十九歳でもらえない。片っ方は六十五歳で、大きなもので所得制限のないものをもらえる。国民の中にはそんなに不合理があつてはいけないことだ。しかも、これは早急に解決しないと、その人たちがその間に死んでしまつたら、あとでお墓に持つていっても何にもならないことになる、至急にしなければなりません。ですから、来年から始めて、四十六年までに一べんに七十歳を六十五歳に詰めることが一番いいのですけれども、それがむずかしいとしたら来年六十八にする、再来年六十六にする、その後の次に六十五にするということで合わせないと非常に不合理が起ります。

そこで、年金局長の言いそなことを言っておきますと、二千円と二千五百円ということになることになると困ると考える人もあるかもしませんが、そこは多いほうをとるようにしてもらいたいし、七十歳をこえた人はそういうものを持たれけれども、六十五歳の人は片一方の金額と合わせてもいい、事務的に合理的にやるやり方は私でも五分間で考えられる。伊部君の頭なら三分間で考えられる。そんなへり屈をとらないで、六十五歳の人が損をしないよううにそれを推進することをぜひやっていただきたいと思う。その二つの点、六十五歳から福祉年金を支給するということを来年から階段的に始めるということ、それから福祉年金の金額を、いま私、老齢だけ言いましたけれども、老齢を中心としてうんと飛躍的に上げるということについての前向きな御答弁をぜひ伺わせていただきたいと思います。

さつきの通算の問題ですね、通算の原資は、前の脱退一時金というような金額をもとにして計算をされているのか、そうじやない計算をされているのか、これを簡単に事務的にひとつ……。
○伊部政府委員 通算年金通則法によります年金も、やはり老齢年金でございますので、それぞれの制度におきまして、一般的の計算に基づいて計算されておる、かよう思ひます。——通算老齢年金も通常の年金と同じように、財政計算が行なわれておるということござります。

○八木(一)委員 それは全然間違ひありませんか。そのとおりですか。前の、通算年金通則法がでるまでの間に、たとえば厚生年金で二十年で年金の有資格になるときに、十七年の人は脱退一時金をもらつたわけですね。その脱退一時金の原資のままで計算をされておるのか、それによつて計算をされておるのか、私の申し上げたことでひとつお答えを願いたいと思います。

○伊部政府委員 御質問の御趣旨を理解いたしておらないかも知れないと思ひますが、脱退手当金の支給を受けております場合は、御承知のとおり年金支給の基礎に入らないわけでございますが、支給を受けていない場合におきましては、通常の年金として給付も財政計算も行なわれておるわけでございます。

○八木(一)委員 私の心配を、恥をさらしながら言います。脱退一時金というのが前にありましたね。あれは非常に損な制度です。ただし、貨幣価値が変動するから、ちょっと損でも早くもらつておいたほうが得だ、またそれで物の値上がりで上がるものを買っておいたほうが得だという考え方なら別ですけれども、そうじやなしに考えれば、ほんとうに損なものだった。厚生年金の計算では、使用者の出す保険料、労働者の出す保険料、国庫負担の二割がありますね。その前は一割五分だつたけれども。年金になれば全部それが働くのですが、脱退一時金のときには使用主の部分は働くかない。国庫負担の分は働くかない。自分の出した保険

料を年金計算して、そしてその中に、同じ階層に
入っている人の中で早く死んだ人の遺族年金分、
早く障害を受けた人の障害年金分をへずつたも
の、それが脱退一時金なんだ。みんなそんな年金
の複雑なシステムを知りませんから、損だけれど
も脱退一時金のほうがいいということを言うわけ
です。脱退一時金というのは非常に損な制度です。
それで前のほうはどこかでつまり食いをしている
わけではありませんから、二十年以上の人には金が
回ってきてる。それは非常に不合理なシステム
です。途中で職場をやめなければならない人は、
何らかの理由で非常に不幸な人です。新しいところ
で苦労し、また病気で苦労する。その不幸な人
にくるべき分の金が、その人よりは不幸でない人
のほうに回ってる。そういうシステムで厚生年
金の制度ができる。その脱退一時金がもとにな
って通算年金通則法の計算がされているとする
ならば、通算年金通則法をやってもこれは意味が
ないわけです。そうじゃなしに、制度は違つても
二十年とか二十五年以上通算になつてるのでか
ら、当然国庫負担分あるいは使用主分が損をしな
い計算で通算年金通則法の年金が計算されている
のかどうかということを確かめておきたかったの
です。

○伊部政府委員 先生のおっしゃることを、私、
取り違えておりまして、申しわけございませんで
した。

脱退手当金は、ただいま御指摘のように被保険
者にとりまして非常に不利でございます。特に御
承知のとおり、公的年金におきましては、実質的
に生活水準あるいは物価に見合う改善が行なわれ
ておりますので、一たび年金権が確立した場合に
おきましては、非常に有利な扱いを受けるのでござ
ります。その点、脱退一時金で解決する場合に
おきましては、その時点で問題は解消いたします
し、今後国民皆年金になります場合におきまし
ては、やはり年金権を生かしていくということがぜ
ひとも必要だと考えるものでございます。そこで、
通算制度の上において生かされております期間と

いうものは、厚生年金及び国民年金におきましては本法上の期間と同一の扱いを受けておるわけでございます。したがいまして、事業主の負担分及び国庫負担分ともに入つておるのでございまして、決して脱退手当金のような考え方で処理されているのではないでございます。

○八木(一委員) それで安心しました。そうあるべきだと思ったのですが、どうも通算年金通則法の仕組みがむずかしいし、計算例はほとんど示されたことがございませんので、もし前のようにやられるといけないと思って……。

そういう点で国民の疑問については理解を進めたいと思いますが、なお通算で、国民年金が一年でも入れば二十五年、ほかのものは二十年でいい、これは片側にへり屈があるかもしれないが、大筋の理論としてははなはだ不合理だと思います。その点で、通算が特にそのように優遇されるているとするならば、なお国民年金が入ったたら二十五年にならなければ通算できない、そういうものは二十年で通算できるというのははなはだ不合理、不公平だらうと思うのです。

なお、通算年金通則法を二十年に限らなければならないということはない。これは十五年にしだってかまわない。そういう点について、この通算年金通則法を前向きに検討推進をしていただきたい。これは技術的な問題ですから、検討推進でけつこうです。来年実現しろといつてもなかなかむずかしい問題ですが、急速に検討推進をされかどうか、伺っておきたい。

○伊部政府委員 通算年金制度につきましてもいろいろ御指摘のように問題があるのでございまして、この点につきましては、御指摘のようわれわれといたしましても今後急速に検討を進めてまいりたい、こういうふうに考えます。

○谷垣政府委員 御趣旨のところを十分胸に入れまして、検討を進めたいと思っております。

○八木(一)委員 その次に、これは大臣のときになりました。拠出年金に戻ります。
これは主計局じゃなくて、大蔵省は何局関係な
のが知りませんけれども、大蔵省全体を代表して
聞いておいていただきたいと思います。
政務次官に伺いますが、積み立て金というものは
は、元来、事故が起りますと、その人が老齢に
なる、あるいは退職をする、あるいはまた障害を
受ける、あるいはなくなつて遺族に給付をすると
いうようなものになりますと、そういう被保険
者——労働者の年金では労働者、これは国民年金
ですから被保険者——被保険者または死んだ場合
は例外的に家族に原資が移るのですが、本来この
積み立て金というものは被保険者のものだという
概念が当然であらうかと思います。その点につい
て、政務次官のすつきりしたお考えを伺いたい。
○谷垣政府委員 その点は、御趣旨とのおりだと
思います。ただ、この運用の問題につきまして、
当然それは被保険者のためを考えなければいけま
せんから、したがつて、運用ができるだけその人
たちのためになるように、またそれによって保険
料その他が安くいくよな、そういう意味の運用
を考えなければならぬ。趣旨は、八木先生のおつ
しゃつておられるような趣旨だと私たちは考えており
ます。

○八木(一)委員 政務次官の御答弁には非常に満
足をいたします。また当然そういうことであろ
う。しかしながら、これがそうではないほうに運用
されている点が多いわけであります。実は新しく
入った収入を保険料の四分の一がそういう被保険
者還元ということになる。厚生年金などはずいぶ
んたくさん金が蓄積されているわけです。新保
険料の中で、四分の一ではこれは問題にならない
と思う。少なくともそういうふうな公的な資金を、
資金運用部を通じて運用されているわけでござい
ますが、その点をひとつも必要ないということは、
私は申しませんけれども、しかし、それがあまり
にはびこり過ぎている。どんなことがあっても、半

分の原資は被保険者の福祉のために使われなければならない。いま四分の一といふのは、新収入保険料の四分の一ですから、これは全体にしたらやつと少ない。ですから四分の一といふ率を二分の一に上げる、それから新保険料だけでなく今まで貸して、回収をして戻ってきた積み立て金のものについても、その二分の一を適用する。少なくともそうしなければならない。これは大蔵省のほうに非常に抵抗があると思います。あるとしますけれども、これは大蔵省がかかるので、当然この資金は担当の厚生省が保管をされて、厚生省が大蔵省から、ほかの資金に必要だから資金運用部に回してもらえないと、うことを要請されたときに、こちらのほうで被保険者の福祉に使って、余りがあつたならばそれをそちらのほうに回して差し上げるというのがあたりまえであつて、本来保管すべき厚生省じゃなくて、大蔵省に保管されていて、それが本来の権利者の福祉に回していくといふことで一生懸命頼んで、ほんのちよつぴりしかこつちに回してもらえない。こんな筋の違った話はない。この点について、厚生省はほんとうにき然たる態度でやっていかなければならぬ。少なくとも最初の主張では、厚生年金等の積み立て金の管理は、厚生省でやるという主張をなさるべきであると思う。この管理の問題とともに、国民のためには、ぼくは全額と言いたいところだけれども、譲つても半分は優先的に国民の福祉のためのほうに運用する。余れば別にほつとかなくとも、そちのほうに使わせてあげてもいいですけれども、先にこつちのほうが使うということにならなければならない。

く、要求するのに頼むのは当然ですが、大蔵省に金をもらうのに遠慮している向きがあるのであります。これは堂々と要求されただらいい。これは厚生省の管理にしても、大蔵省は必要なときは堂々と要請をされたいと思います。大蔵省に全権力がかかる過ぎてはいる。これは厚生省に取り返す。それからその次にこの問題については、運用は

いろいろの審議会でいまのような御趣旨の意見がすくい
ぶん出ておりまして、またこの制度が発足いたしましたときも、これは大議論になつた経緯がござい
ます。当然そういう性格を持っておるわけでござ
いますので、またこの間の運営のいろいろな実績
等からも判断いたしまして、いま八木先生のおつ
しゃつてあるような趣旨が、つまり被保険者の意

とふえたような分は、それは制限してもいいですが、そういうようなことをするのに、行政上もいよいし、年寄りに対しても親切な方法だ。これはちょっと技術的な問題ですから、政務次官にお答えいただきてもけつこうですが、伊部さんでもけつこうですが。お答えいただきたい。

省がやりたいところを一つずらすと、その中に当然ことしやるものに入るために、あと四つになってしまふということは困りますから——いや、四つか五つとかじやなく、少なくとも二十やつてもらいたい。二十やるところを、一つやつたら、あと十九ということになるといけませんから、これはもうことしやる意思が政府でも国会でも確定

被保険者のためにある。やる内容をきめるのはそういうような運用委員会とか、運用審議会といふのをつくつて、これは当然被保険者のものですから、被保険者の代表が半分以上いてきめなければならぬ。もちろん大きな金の運用ですから、財政運用上の方が入られるのも必要ですし、それからもう一つ有効な国民の福祉のために、厚生省の方も入らなければいけないと思います。これは入らるのはいいと思うのですが、資本家が入っていることはこれはけしからぬ。これは法律でまつて保険料の資本家負担分が半分ありますけれども、払ったとたんにこれは被保険者のものになつて、思をこの運営の上にもう少し強く反映させる方というものを考えてしかるべきものだと思います。もちろん、資金なり財政全体の効率運用という立場での意見も、これはあらうかと思いますけれども、趣旨はいまのような趣旨であると私は思います。今後いろいろ計算の再計算をいたします。また、時期をつかまえまして、御趣旨のようなものを、十分反映できるような方向で厚生省といたしましてはやつてしまいたい、かように考えております。

意見を実は伺つておりますて、厚生省のほうといつたしましても、そういうことの起きないようなやり方を考えてやつておるのでですが、間々、いまのような問題が起きておる状況でございます。五年間それをそのままとするかどうか、いろんな問題が考えられると思いますが、年金局長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○伊部政府委員 先生御指摘のように、昨年福祉年金の支給を受けた方が、本年は息子さんの所得が上がつたためにとまるということは、御老人の方に非常に深い失望を与えるわけでございます。この点、こういうことがないよう、逐年所得制

したということで、既得権であつて、それから来年は、大蔵省にはこの問題一切又句を言わせない。あとでの問題は、十二分に要求をして実現をするという態度で、絶対に来年は夫婦受給制限を撤廃するということを、いま厚生大臣もおっしゃいましたけれども、厚生大臣にかわって政務次官から、そういう決心をはつきりおっしゃつていただきたく。

○谷垣政府委員 年金の改善すべき問題は数多くあると思いますが、いま御指摘になつております夫婦の受給制限の問題は、この中でも一番先に解消をせねばならない問題だと私たちも考えており

ている。これはおれが出したからおれのものだと
いう状態は許されないです。全部被保険者の金で
す。その状態が来るまで積み立て金として預かっ
てあるのですから、その会社の社長のほうが、資
本家のほうが発言権があるということは間違つ
てない。ところがその間違っているところの発言権
が非常に強いわけです。そうじゃなしに、被保険
者の意見がほんとうに反映するように、それがし
ろうとで間違った運用にならないように、運営上
も、対象上も、厚生省や大蔵省の方は入られてい
いですけれども、そういう構成の運用の委員会と
か、審議会というものをつくられなければならな
い。国民年金だけではなしに、厚生年金は当然そ
うならなければならないし、また各共済組合の長
期も同様の趣旨において、そういう方向がきめら
れなければならない。そういう問題について、強
力に当然あるべき姿の方向に進まれるという決意
を伺つておきたい。

いま所得制限の緩和が物価とかいろいろなもの
で逐次、毎年やられていますけれども、これは大幅
に緩和していただかなければならぬといし、一つの
提案があるわけですが、むすこさんの名
目的収入がちょっと上がったときに、去年はもらえた
のに、ことしはもらえないというようなこと
で、非常に福祉年金制度について失望があるわけ
です。去年もらえて、ことしもらえない。ことしも
らえたのに来年もらえないとか、ちょっとだけむ
すことさんの収入が上がりつて限度額を越えた。これ
は金額にしたらいいしたことではない。一回もらえた
る権利が、老人またはほかの障害者、母子家庭も
あります、老人にできたならば、非常な変動が
あれば別ですよ、本人所得なり、それから扶養義務
者の非常な増収があれば、これは別ですけれど
も、ある程度の予測し得るものであつたら、一回
権利者になつたら、これは永久にとは言いません
けれども、三年なり、次の所得の調査などしない

意見を実は伺つておりますて、厚生省のほうといつたましても、そういうことの起きないようなやり方を考えてやつておるのでですが、間々、いまのような問題が起きておる状況でございます。五年間それをそのままとするかどうか、いろんな問題が考えられると思いますが、年金局長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○伊部政府委員 先生御指摘のように、昨年福祉年金の支給を受けた方が、本年は息子さんの所得が上がつたためにとまるということは、御老人の方に非常に深い失望を与えるわけでございます。この点、こういうことがないよう、逐年所得制限の緩和をいたしておりますのでござります。今後ともひとつ所得制限の緩和については一そう努力したいと思うわけでございますが、八木先生のただいま御提案のございました点につきましても、検討させていただきたい、かように思うのでござい

したということで、既得権であつて、それから来年は、大蔵省にはこの問題一切文句を言わせない。あの問題は、十二分に要求をして実現をするという態度で、絶対に来年は夫婦受給制限を撤廃するということを、いま厚生大臣もおっしゃいましたけれども、厚生大臣にかわって政務次官から、そういう決心をはつきりおっしゃつていただきたい。

○谷垣政府委員 年金の改善すべき問題は数多くあると思いますが、いま御指摘になつております夫婦の受給制限の問題は、この中でも一番先に解決をせねばならない問題だと私たちも考えておりますので、さように努力をいたします。

○八木(一)委員 先ほど申し上げました、障害者に障害年金を適用するということがあれば全部解決するのですが、それは早くしていただきなけばならないけれども、その間の問題として、障害福祉年金がかなり——かなりでもないけれども、少しつづふえました。最初千五百円から始まつて、ことは、この案によれば、障害福祉年金月額一千七百円ということになります。私の出しました国民年金法では、障害年金でカバーすることになつておりますけれども、過渡的なものとして障害福祉年金で考えております。そして、その当時の金額で三千円、一千円、一千円というようになつたならば——前は、千円のものを半分にすると、五百円じや中途はんぱだという御意見もあつたで呼んでおりましたけれども、一千七百円になつたならば——前は、千円のものを半分にする

○谷垣政府委員 年金の積み立て金の運用につきましては、国会の附帯決議、それからその他いろいろ

第一類第七號 社會勞動委員會議錄第二十七號

たとえば千五百円なりそういうもので、来年また改正があると思いますから、その次に位する二級に属する人に障害年金を設定をすることが当然考えられないんじゃないかと思います。しかし、これは二義的な問題であつて、全部障害年金を適用するというさつきの大事な問題、これがなければ、これはそう心配はないわけがあります。その問題は一つの過渡的な問題でありますが、ひとつ急速にお考えいただきたいと思いますが、ひとつ政務次官から……。

○谷垣政府委員 この支給範囲を広げる問題は、全額国庫負担の問題でございますので、したがいまして、今後の財政事情もあるうかと思いますが、今後の問題といたしまして、全部適用するか、あるいは、二級の問題を設けるか、検討をさしていただきたいと存じます。

○八木(一)委員 それから、母子年金で多子加算が、前に二百円ですか、四百円に上がったのは、なかなかの時期がたっておりますし、当然、物価、生活水準というふうなことを考えたら、児童が貧困の原因になるということを考えたら、児童手当がばんばんと出るようになれば別にかまいませんが、当然、この多子加算という問題をもとと金額をふやすということを考えられる必要があるうと思いますし、福祉年金は、そうであれば、拠出制年金の多子加算のほうもふやすといふことも考えられなければいけないと思いますが、その点についての政務次官の前向きの御意見を伺っておきたい。

○谷垣政府委員 この問題は、御指摘のように、児童手当制度をどうするかという問題と関連がござります。児童手当制度を考える際にどうしていくか。まだ手当制度そのものの問題も十分考へなければなりませんので、御指摘のところ、十分考えて検討いたしたいと思います。

○八木(一)委員 児童手当を、ほんとうにいいものを見びらかとつくつておけば、この問題は解決すると思うのです。ほんとうにいいものをつくつて適用するといふべき大事な問題、これがなければ意味をなさない。やるとすれば、次の臨時国会ぐらいにその多子加算の増額というのをやられで、過渡的なつなぎですから、早くやらなければ意味をなさない。やるとすれば、次の臨時国会ぐらいに提出されるというようなつもりで早くやっていたい。その点についてちょっと前向きの御答弁を……。

○谷垣政府委員 十分よく検討させていただきたいと思います。

○八木(一)委員 それでは、そろそろ結論に入りたいと思ひます。

さつき厚生大臣に申し上げた点、それから、厚生大臣の時間がなかつたので、同様に重大な問題について政務次官に申し上げました件を、ぜひ、厚生大臣の御決意は、政務次官はもちろんこれを補佐して実現されると思ひますし、厚生政務次官がお約束になつたことは、そのまま厚生大臣のお約束のこととして、ひとつやつていただきたいと思ひます。伊部さんははじめ関係者の方々は、そのいまここでお約束になつたことを、とにかく職務を賭すような勢いで全部十二分に、私が申し上げたよりもっとよいような状態で、すばらしい案が出たというふうなことでやる決意をひとつ伺つておきたいと思います。政務次官と伊部さんと両方……。

○谷垣政府委員 年金制度の確立、拡充は、わが国の社会保障の問題の上で一番重点になる問題だと思います。趣旨を体し、また、前向きに進んでまいりたいと考えております。

○伊部政府委員 下戸な者でございますが、八木先生の御鞭撻をいただきまして、大臣、政務次官の指導のもとに、国民年金の改善に精一ぱいの努力をいたすつもりでございます。

○八木(一)委員 政務次官と局長の、前向きな御答弁で満足をいたしました。いい案が至急に完全

に出でまいりますことを心から期待するものであります。当然この案の審議の終わりに、与野党が賛同された強力な附帯決議がつくと思います。

○国民年金法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民年金制度の重要性にかんがみ今後すみやかに左記事項を実現するよう努力すべきである。

一、各年金の年金額を大巾に引上げること。

二、老令年金、老令福祉年金の支給開始年令を引下すこと。

三、福社年金の給付制限を大巾に緩和すること。

四、年金額、保険料、給付要件、受給対象等すべての面において社会保障の精神に従つて改善すること。

五、他の公的年金制度とともにスライド制の確立に努めること。

六、以上五項目の実現のため大巾な国庫支出を行なうこと。

七、拠出制年金の積立金の運用については、被保険者の意向が充分反映できるようにし、被保険者の福祉のため運用する部分を大巾に拡充すること。

特に左の具体的な事項については、可能な限り実現すべきである。

一、老令福祉年金額を大巾に引上げ、他の福祉年金額も右にならつて大巾に引上げること。

二、昭和四十六年老令年金支給開始時期に老令年金と老令福祉年金の支給開始年令を同年にするため、明年度より段階的に老令福祉年金支給開始年令を引下げるること。

三、老令福祉年金の夫婦受給制限を撤廃すること。

四、各種福祉年金の所得制限の限度額を、大巾に引上げること。

なお福祉年金受給権者になつたものに対しては、本人及び扶養義務者の所得が大巾に増加しない限り一定期間支給制限をしないようになつた。

すること。

五 婦出制年金加入前の障害についても障害年金の支給対象とすること。

六 障害福祉年金の現在の受給資格より障害の程度が低いものに対し、二級障害福祉年金制度をつくること。

七 母子福祉年金の多子加算等子に対する扶養加算を大市に増額すること。

八 保険料の免除を受けたものの年金給付については、更に優遇の措置を講すること。

九 年金制度に於ける国際間の適用及び期間通算について国際的措置を講すること。

更に政府は、児童の権利を確立し福祉を増進するため左記事項につきすみやかに実現するよう努力すること。

一 児童手当に関する法律を昭和四十四年度から実現に努めること。

二 児童扶養手当及び特別児童手当の額の引上げ所得制限の緩和を国民年金の改善と同時に右に準じ行なうこと。

三 特別児童手当は、公的年金と併給すること。

四 特別児童手当の支給事由となる障害の範囲を拡大すること。

五 死別、生別の如何を問わず母子家庭の援護に差別をつけないようにすること。

以上であります。

○八田委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本案については三ツ林弥太郎君外三名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、厚生大臣より発言を求められておりますのでこれを許します。厚生大臣園田直君。

○園田國務大臣 ただいま国民年金法等の一部を改正する法律案に対しまして、附帯決議を議決していただいたわけでありますが、この附帯決議に

つきましては、御趣旨を十分尊重して実現に努力したいと考える次第であります。（拍手）

○八田委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○八田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」
「異議なし」と呼ぶ者あり」
〔異議なし」と呼ぶ者あり」

○八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

昭和四十三年五月二十七日印刷

昭和四十三年五月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局